

今後の国営造成施設の管理体制に係る論点に対する主なご意見
農村振興局

平成 2 1 年 8 月 2 0 日

農林水産省

本資料は、第5回国営造成施設の管理体制に係る検討委員会に提出した『今後の管理のあり方に向けた論点』に対する、各委員の主なご意見を取りまとめ、整理したものである。

国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)に係る論点に対する主なご意見

事項等	委員からの主な意見
<p>1 新たなテーマによる管理体制のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非農家、NPOなど多様な主体の参画が必要ではないか ・土地改良区には、地域のコーディネーター的な役割が求められているのではないか ・地域住民側にも地域を牽引するリーダー的人物が必要ではないか ・気候変動への着実な対応が必要ではないか ・環境保全の期待への対応が必要ではないか。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区の管理受託者としての責務の実施能力を補強することが重要である。そのためには、地域住民、NPOなど多様な主体との連携を推進するコーディネーターとしての機能を土地改良区に付与し強化する必要がある。 ・環境は地域のみんなで守ることが大切。大規模土地改良施設こそ環境へのインパクトが大きいことから土地改良区を中心に管理していくことが重要。 ・温暖化対策及び治水対策については、末端での活動も重要だが、基幹水利施設のような根幹の施設での対策が大切。 ・大規模な土地改良区が、同じ流域(地区)の土地改良区にも参加を促し、流域(地区)全体のイベントを実施するなど、流域全体として多面的機能を発揮していくことが重要。 ・土地改良区が地域住民等と結ぶ施設管理協定の締結先の範囲を広げるのは、広いほどよい。 ・「多様な主体の参画による安定的な管理体制の確保」について、今後の管理体制のコアとして、協議会をベースにしてもよいのではないか。

事項等	委員からの主な意見
2 その他	<p>< 市町村の管理体制の整備・強化 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国営造成施設の管理受託者として、土地改良区の代わりに、市町村が責務を果たすことも考えられる。 ・ この場合においても、土地改良区の場合より状況が大きく改善されることを期待することは難しい。逼迫している市町村財政の状況下で農業関係予算が削減されるなどによって、「受託に係る土地改良財産の管理に必要な費用」を負担することに困難性があることは土地改良区の状況とさほど変わらない。 ・ 市町村が管理受託者となる場合においても、管理体制の整備・強化のための対策を講じることは欠かせないのではないか。 <p>< 農地・水・環境保全向上対策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地・水・環境保全向上対策(以下「農地・水」)と本事業制度について、「基幹施設」と「末端施設」の管理の違いという視点から明確化していることは理解できるが、実際の運営組織でこれが適切に分離されているか。 ・ 農地・水においては、地域住民が農地や水路を保全する共同活動を実施することによって、支援交付金を受けられるものの、本事業制度では、地域住民が土地改良区との維持管理活動に参加しても支援交付金を受けられない。本事業においても、維持管理活動への参加に際し、地域住民に対する何らかの支援が必要なのではないか。 <p>< 新たな評価方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる多面的効果の発揮を目指した高度な管理への評価が必要ではないか。 ……低炭素社会への貢献(節水活動等) など ・ 多面的機能発揮に向けた活動実績に伴う支払い制度の検討をしてはどうか など